

## Ⅱ 農林水産業の体質強化対策

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 「新潟米」 体質強化促進	「新潟米」のコスト低減や食味・品質確保の取組を支援	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</li> <li>中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</li> </ul> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内)</li> <li>中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)</li> </ul> <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</li> <li>中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</li> </ul>	<p>ア 「新潟米」のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備</p> <p>イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村</li> <li>農地所有適格法人</li> <li>農業者等の組織する団体</li> <li>農業協同組合</li> <li>土地改良区</li> <li>第3セクター</li> </ul>

採 択 基 準
<p>1 「ア 『新潟米』のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備」は、地域計画に位置づけられた担い手（見込まれることが確実な者を含む。）により、生産方式の改善等を組み合わせ総合的にコスト低減を図るものとし、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 施設等の整備により、目標年度において10a当たり米生産費または60kg当たりの米生産費のいずれかが地域の目標値以下、又は現状の生産費より1割低減されることが見込まれること。</p> <p>(2) 「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」（農林水産省）に掲載の技術等（※）について、新たに1つ以上取り組む計画を策定すること。</p> <p>※ ただし、カタログ中「12.品種関係」は除き、カタログ外の技術であってもICT・先端技術と特に認められるものを含む。</p> <p>(3) 目標年度において適正な品種構成となることが見込まれること。</p> <p>(4) 小規模な土地基盤整備は、受益の範囲は3戸以上かつ50a以上、「県単農業農村整備事業」の採択基準に満たないこと、補助の対象は原材料費・借損料等とし、原則として事業主体が直営で共同施行すること。</p> <p>(5) 乾燥調製施設は、カントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。</p> <p>2 「イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備」は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 実施地区において、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画を作成し、産米の品質向上に向けた具体的な活動が実践されることが見込まれること。</p> <p>(2) 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 整備施設等の活用及び食味・品質を確保するための栽培技術対策に取り組み、目標年度において地区の産米全体の1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。</p> <p>なお、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく区分集荷・保管のために必要な施設の増築と一体的に整備する場合に限り、フォークリフトを対象とする。</p> <p>イ 「新潟県特別栽培農産物認証制度」等の特色ある米づくりに必要な施設等を整備する場合には、「特色ある米生産販売拡大計画」を策定し、消費者や実需者との結びつきにより、特色ある米等の生産・販売を行うとともに、その1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。</p> <p>特色ある米の例</p> <p>(ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」に基づく米</p> <p>(イ) 「JAS法」に基づく有機栽培米</p> <p>(ウ) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体又は農業協同組合等が、独自に生産・販売を行っている、化学合成農薬や化学肥料を慣行よりも減らして生産された米</p> <p>(エ) その他有利販売につながる米等</p>

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
1	「新潟米」体質強化促進	リース	<p>【機械整備】</p> <p>・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)</p>	<p>ア 「新潟米」のコスト低減に必要なリース用機械の整備</p> <p>イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要なリース用機械の整備</p>	<p>・農業協同組合</p> <p>・民間リース会社</p> <p>・第3セクター</p> <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)</p>

採 択 基 準
<p>1 「ア 『新潟米』のコスト低減に必要なリース用機械の整備」は、地域計画に位置づけられた担い手（見込まれることが確実な者を含む。）により、生産方式の改善等を組み合わせ総合的にコスト低減を図るものとし、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 施設等の整備により、目標年度において10a当たり米生産費または60kg当たりの米生産費のいずれかが地域の目標値以下、又は現状の生産費より1割低減されることが見込まれること。</p> <p>(2) 「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」（農林水産省）に掲載の技術等（※）について、新たに1つ以上取り組む計画を策定すること。</p> <p>※ ただし、カタログ中「12.品種関係」は除き、カタログ外の技術であってもICT・先端技術と特に認められるものを含む。</p> <p>(3) 目標年度において適正な品種構成となることが見込まれること。</p> <p>(4) 無人航空機導入地区においては、オペレーターが養成されているか、事業実施年度において養成されることが確実な地区であること。</p> <p>2 「イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要なリース用機械の整備」は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 実施地区において、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画を作成し、産米の品質向上に向けた具体的な活動が実践されることが見込まれること。</p> <p>(2) 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 整備機械の活用及び食味・品質を確保するための栽培技術対策に取り組み、目標年度において地区の産米全体の1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。</p> <p>イ 「新潟県特別栽培農産物認証制度」等の特色ある米づくりに必要なリース用機械を整備する場合には、「特色ある米生産販売拡大計画」を策定し、消費者や実需者との結びつきにより、特色ある米等の生産・販売を行うとともに、その1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。</p> <p>特色ある米の例</p> <p>(ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」に基づく米</p> <p>(イ) 「JAS法」に基づく有機栽培米</p> <p>(ウ) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体又は農業協同組合等が、独自に生産・販売を行っている、化学合成農薬や化学肥料を慣行よりも減らして生産された米</p> <p>(エ) その他有利販売につながる米等</p>